決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
池田警察署	自動車修繕に伴う単価契約について、経費支出伺書(支出負担行為)の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われていた。 契約名称:自動車修繕に伴う単価契約 1 契約期間:令和3年4月1日から令和4年3月31日まで2 令和4年3月分請求日:令和4年4月5日3 経費支出変更伺書の起案日:令和4年4月7日4 経費支出変更何書の決裁日:令和4年4月7日5 経費支出変更何書の起票日:令和4年3月9日6 支出負担行為変更額:310円		検出事項が発生した原因につい為の につい為の 自動車の の残額を確認すべきといい。 をはいかきない。 をはいのうとができない。 をはいいった。 との書のでででする。 一方では、 の後のでででする。 一方では、 の後のでででする。 一方では、 のでででする。 一方では、 のででする。 一方では、 のででする。 のでででする。 のででする。 のででする。 のでででする。 のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年10月3日から令和5年1月31日まで)